

人事行政の運営等の状況の公表

【公表事項】

1. 職員の任免及び職員数に関する状況
 2. 職員の給与の状況
 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況
 5. 職員のサービスの状況
 6. 職員の研修の状況
 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況
-

平成26年 9 月
美 郷 町

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

1. 平成25年度実施職員採用試験による採用者数

(単位:人)

区分	一般行政職	単純労務職	計
平成26年4月1日採用者数	4	0	4

2. 平成25年度職種別事由別退職者数

(単位:人)

職種	定年退職	勸奨退職	その他					計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
行政職	5	4	-	-	-	-	-	9
単純労務職	6	1	-	-	-	-	-	7
計	11	5	-	-	-	-	-	16

3. 職員数

各年度4月1日現在(単位:人)

部 門			職員数		対前年 増減数
			平成26年度	平成25年度	
普通会計	一般行政部門	議 会	3	3	-
		総 務	42	43	▲1
		税 務	12	12	-
		労 働	-	-	-
		農 水	16	16	-
		商 工	9	10	▲1
		土 木	13	14	▲1
		民 生	47	50	▲3
	衛 生	12	12	-	
		一般行政部門計	154	160	▲6
	教 育	56	58	▲2	
	普 通 会 計 計	210	218	▲8	
公営企業等 会計部門	水 道	3	2	1	
	下水道	2	2	-	
	その他	8	8	-	
	公営企業等会計部門計	13	12	1	
総 合 計			223	230	▲7

※教育長を除く

『地方公共団体定員管理調査』から抜粋

2. 職員の給与の状況

1. 人件費の状況(平成25年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (H26.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度 人件費率
人 21,155	千円 11,949,015	千円 389,525	千円 1,905,926	% 15.95	% 16.43

※人件費には特別職に支給される給与、報酬等を含む

『地方財政状況調査』より

2. 職員給与費の状況(平成26年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	給与費				一人あたり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
人 220	千円 814,888	千円 107,252	千円 289,611	千円 1,211,751	千円 5,508

※職員数及び給与費には教育長を含む

『平成26年度給与費明細書』より

※職員手当には退職手当は含まない

3. 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な 職務内容	主事	主任	主査	所長、班長 園長 上席主査	次長、課長 室長、局長 参事	主幹
職員数(人)	13	23	41	40	15	-
構成比(%)	9.8	17.4	31.1	30.3	11.4	0.0

4. 職員の給料の状況(平成26年4月1日現在)

単位:円

	一般行政職		単純労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
初任給	172,200	140,100	137,200
採用2年経過日 給料額	184,200	148,500	145,500
経験年数	経験年数10年	233,900	205,900
	経験年数15年	273,800	237,400
	経験年数20年	340,900	288,000
			256,500

一般行政職		単純労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
309,041 円	42.8 歳	281,844 円	51.2 歳

5. 職員手当の状況(平成26年4月1日現在)

■期末手当・勤勉手当

【支給割合】	6月期	12月期	計
期末手当(※)	1.225 月	1.375 月	2.60 月
勤勉手当(※)	0.675 月	0.675 月	1.35 月

(※)職務上の段階、職務の級等に応じ、5%～15%の加算措置あり

一人あたり平均支給額(平成25年度)	1,339 千円
--------------------	----------

■退職手当

【支給率】	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
自己都合	21.62 月分	30.82 月分	43.70 月分	52.44 月分
勲奨・定年	27.025 月分	36.57 月分	52.44 月分	52.44 月分

※定年前早期退職特例措置(2～20%加算)あり

一人あたり平均支給額(平成25年度退職者の平均支給額)	19,770 千円
-----------------------------	-----------

■特殊勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	149 千円
支給職員一人あたり平均支給年額(平成25年度決算)	29,820 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度決算)	2.2%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員への支給単価
町税事務従事手当	町税事務従事職員	町税徴収のための 屋外勤務	1日につき 700 円
			1日4時間未満 350 円
防疫等作業従事手当	防疫等作業従事職員	防疫等作業に従事	1日につき 300 円
			1日4時間未満 150 円
用地買収業務従事手当	用地買収業務従事職員	用地買収のための 屋外勤務	1日につき 400 円
			1日4時間未満 200 円

■時間外勤務手当

平成25年度決算	支給実績	42,511 千円
	職員一人あたり平均支給年額	208 千円
平成24年度決算	支給実績	35,688 千円
	職員一人あたり平均支給年額	168 千円

■その他の手当

扶養手当	配偶者	13,000 円
	配偶者以外の扶養親族	6,500 円
	配偶者の無い職員の扶養親族のうち1人目	11,000 円
	満16歳年度当初から満22歳年度末までの加算	5,000 円
住居手当	借家(限度額)	27,000 円
通勤手当	交通機関等利用(限度額)	55,000 円
	交通用具(自動車等)利用(限度額)	38,100 円
管理職手当	総務課長	48,000 円
	教育次長	40,000 円
	課長・室長・局長	32,000 円
	参事	20,000 円
	施設の長	12,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により 週休日・休日等に勤務した場合に支給 (勤務時間が6時間を越える場合は150%を乗じた額)	勤務1回 8,000 円
単身赴任手当	異動などに伴い転居し止むを得ない事情により 配偶者と別居し単身で生活する職員等に支給	23,000 円 (住居間の交通距離に応じて加算あり)
宿日直手当	宿日直を行った職員に支給	勤務1回 4,200 円
寒冷地手当	世帯主で扶養親族のいる職員	17,800 円
	世帯主で扶養親族のいない職員	10,200 円
	その他の職員	7,360 円

平成25年度決算		
手当名	支給実績	支給職員一人あたり平均支給年額
扶養手当	23,618 千円	218,685 円
住居手当	2,850 千円	285,000 円
通勤手当	13,108 千円	62,719 円
管理職手当	7,440 千円	338,182 円
管理職員特別勤務手当	40 千円	40,000 円
単身赴任手当	—	—
宿日直手当	1,016 千円	9,240 円
寒冷地手当	14,247 千円	62,212 円

6. 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

給 料	町 長	月 額	796,000 円
	副町長	月 額	595,000 円
	教育長	月 額	534,000 円
報 酬	議 長	月 額	288,000 円
	副議長	月 額	264,000 円
	議 員	月 額	255,000 円
期末手当	町長・副町長・教育長	支給割合	6月期 1.425 月分
		支給割合	12月期 1.475 月分
	議長・副議長・議員	支給割合	6月期 1.425 月分
		支給割合	12月期 1.475 月分
	算定方法		

※教育長は常勤の一般職に属すが、給与及び勤務時間その他の勤務条件については他の一般職の職員とは別に条例で定めがあるため参考として上記に計上している

※期末手当は『美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例』『美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例』『美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例』に基づき、上記の算定方法で支給される

※町長及び副町長、教育長には上記のほか通勤手当及び寒冷地手当が支給される

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 勤務時間の状況

正規の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
一週間 38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から午後1時まで

※各役場庁舎以外の勤務場所では上記と異なる勤務形態になることがある

2. 休暇の状況(主なものを掲載)

区分	内容	備考	
年次有給休暇	1年につき20日 (残日数は20日を上限に翌年に繰り越し可能)	有給	
組合休暇	職員が登録された職員団体の業務・活動に従事する場合 → 1年につき30日	無給	
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合 → その勤務しないことがやむを得ないと認められる 場合で、医師が必要と認めた期間	有給 (90日を越えると給料半減)	
特別休暇	結婚休暇	5日間	有給
	出産(産前)	産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内	
	出産(産後)	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	
	育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間	
	妻の出産	妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間経過日までに於ける2日の範囲内の期間	
	子の看護	1年において5日の範囲内の期間	
	忌引	続柄に応じて1～7日以内	
休暇	当該年度内の週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間		
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため勤務しないことが必要と認められる場合 → 連続する6月以内の必要な期間	無給	

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

1. 分限処分

■分限処分とは

分限処分とは公務能率維持を目的として本人の意に反して行う不利益処分です。

勤務実績が良くない場合や心身の故障の場合など地方公務員法に定める事由においてのみ行われます。

■分限処分件数(平成25年度)

降任	免職	休職	降給	計
0	0	0	0	0

2. 懲戒処分

■懲戒処分とは

懲戒処分とは職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とした制裁的な処分であり、法令に違反した場合や職務上の義務に違反または職務を怠った場合など地方公務員法に定める事由においてのみ職員に対し行われます。

■懲戒処分件数(平成25年度)

戒告	減給	停職	免職	計
0	2	0	0	2

5. 職員のサービスの状況

1. 年次有給休暇取得状況(平成25年1月1日～平成25年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	使用率(%) C(B/A×100)	対象職員数(人) D	一人あたりの 平均使用日数 E(B/D)
8,825	2,790	31.60	226	12.35

※平成25年12月31日現在在職職員(長期休職者、派遣職員等は除く)の状況

※使用日数は個人ごとに端数時間部分を日数に切り上げしている

2. 育児休業等・介護休業取得状況(平成25年度)

	育児休業			部分休業	介護休業
	取得可能者数	取得者数	取得率(%)	取得者数	取得者数
男	2	0	0	0	0
女	2	2	100	0	0

※育児休業取得可能者数とは平成25年度に新たに育児休業の取得が可能になった職員数

※育児休業取得者数とは平成25年度に新たに育児休業を取得した職員数

6. 職員の研修の状況

区分	研修会等名	人	備考	
必須研修	『新規採用職員研修』	3	秋田県町村会 主催による研修	
	『主任級研修』	5		
	『監督者級研修』	8		
指定研修	『民法基礎』『法制執務研修』『行政に活かせる経済知識』	各1	秋田県町村会 主催による研修 (県・市町村合同 研修を含む)	
	『タイムマネジメント①』『問題解決力向上』			
	『ロジカルシンキング①』『ロジカルシンキング②』			
	『クリティカルシンキング』『マーケティング向上』	各2		
	『行政法基礎』『タイムマネジメント②』『実践文章力』			
	『プレゼンテーション技術』『すぐに使える政策法務』	各3		
	『業務改善』『メンタルヘルス・ケア法Ⅰ』『政策形成』			
	『メンタルヘルス・ケア法Ⅱ』	5		
	『地方財政』	各8		
	『住民満足とコミュニケーション』			
『リスク認識力向上』	9			
特別研修	『職員派遣研修経過報告』『職員人事交流経過報告』	各1	財団法人等主催 の研修を含む	
	『人事評価制度処遇反映に係る打ち合わせほか』			
	『平成25年度公務能率研究会議』			
	『平成25年度エネルギー管理講習』			
	『人事評価基準設定手法セミナー』			
	『地域情報化広域セミナー』			
	『ミュージアム・マネジメント研修』			
	『管理職に求められるスキル習得編』			
	『平成25年度測量実務研修』			
	『地域教育力を高めるボランティアセミナー』			
	『東北六県接遇研修指導者養成研修』			各2
	『全国国公立幼稚園教育研究協議会』			
	『防火管理者講習』『納税専門研修』			
	『平成26年度予算編成実務講習会』			3
	『防火管理者再講習』			
『Facebook 開設・運営研修』				
庁内研修	『新規採用職員庁内研修』	3	町内で実施	
	『行政課題講演会』	60		
	『法制執務研修』	13		
	『人事評価 評価者研修』	49		
	『業務改善研修』	15		
	『JAL 美郷「CAによるマナー教室」』	31		
	『町長と職員のカフェトーク』	111		
	『健康講座』	32		

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 職員の福祉の状況

■職員の健康診断の状況(平成25年度)

区分	定期健康診断	人間ドック	計
受診者数	156	68	224

■公務災害の発生状況(平成25年度)

区分		申 請		
		うち認定	うち不認定	うち継続審議
公務災害	2	2	0	0
交通災害	0	0	0	0

■職員の福利厚生事業の状況(平成25年度)

町では、職員の福利厚生を目的として美郷町職員互助会が組織されておりますが、会員掛金のみで運営し、以下の事業を行っております。

会員数	233人(派遣職員含む)	
会員掛金	金額	1,751千円
	掛金率	給料月額 × 2 / 1000
町負担金	金額	—
	負担金率	—
主な事業内容	給付金事業、親睦会補助事業、職員支援事業、レクリエーション大会実施等	

2. 利益の保護の状況

町では地方公務員法に基づいて、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分についての不服申立ての審査等について秋田県人事委員会に事務を委託しています。

■勤務条件に関する措置の要求の状況

平成24年度末 係属件数	平成25年度中 要求件数	平成25年度中処理件数		平成25年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

■不利益処分に関する不服申立ての状況

平成24年度末 係属件数	平成25年度中 要求件数	平成25年度中処理件数		平成25年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0